

■次期障害者福祉計画に反映させたもの

- 1 当事者、家族、支援者、事業所等からの意見聴取による、障害者福祉の課題
- 2 国の障害者基本計画、県の障害者いきいきプランの方向性の整合
- 3 市後期実行計画等他計画との整合

■計画策定にあたっての意見聴取

1 当事者アンケート

調査人数 1000人（無作為抽出） 回収数476

調査期間 7月24日～8月30日

2 市民との意見交換会（当事者、家族、地域等の支援者、事業所等が参加）

開催日 7月29日（土）、8月5日（土）

- ・ 1回目 障害者差別解消と社会参加（参加者数26人）
- ・ 2回目 障害者が安心して暮らすための支援体制（参加者数34人）
- ・ 3回目 障害児の療育、教育（参加者数16人）
- ・ 4回目 高齢者福祉計画への提言（参加者数30人）

3 市民モニターアンケート 7月実施

対象モニター数 471人 回答者数129人

調査期間 7月27日から8月10日

4 コミュニケーション支援ボランティア団体との意見交換会

開催日 10月3日

参加者 5人

5 事業所との意見交換会

開催日 10月16日

参加者 38人

■庁内関係課との検討

高齢者総合支援課、健康推進課、こども福祉課、地域福祉課、市民活動課、文化スポーツ振興課、住宅課、建築指導課、防災危機管理課、交通局、職員課、道路河川建設課、総合政策課、広報シティセールス課、特別支援推進室

<関連計画>

高齢者福祉計画、地域ふくしプラン、子育てプランうべ、健康づくり計画、教育振興基本計画、スポーツ推進計画、地域の福祉プラン、防災計画、文化振興ビジョン

■これまでの取り組みと意見を踏まえた宇部市の障害福祉の課題

1 障害者理解、差別解消、コミュニケーション支援、バリアフリー

- 「障害者が何に困っているのか」「どのように対応したらよいのか」を市民に周知すること（当事者の声を伝える、配慮事例の発信）
- 差別解消法、コミュニケーション支援条例の趣旨の周知徹底
- 地域、特に、学校での理解講座やふれあい活動を更に促進
- 市内における情報バリアフリーの取組の促進
- コミュニケーション支援者の確保と活動の促進（コミュニケーション支援体制の整備）
- ユニバーサルデザインのまちづくり

2 障害児の療育、教育

- 医療、福祉、教育等の連携により早い段階から支援に繋げる、支援の強化
- 就学、進学時に困らないよう、切れ目のない支援の実施
- 個々の障害特性に合った配慮について、教育、保育現場の教職員等への理解促進
- 障害児保育の充実、学童保育クラブの充実

3 相談支援

- わかりやすい相談窓口体制の構築。総合相談と専門的相談窓口との連携。
- 計画相談支援員の拡充
- サービス提供事業所との情報共有、専門的相談支援機関と連携した計画相談支援の実施
- 緊急時、親なき後などの課題を見据えた、将来の安心のための計画相談支援の実施

4 緊急時

- 地域で支えあう仕組みの構築
- 本人家族と地域、そして福祉、医療等の支援者（専門職）との連携
- 災害時の避難について、障害の特性に配慮した避難体制のさらなる充実（不安の解消）
- 短期入所の充実

5 地域移行、地域定着（特に精神障害者の地域移行と定着）

- 支援のキーマンを中心とした、病院、地域、事業所等の情報共有とネットワーク
- 住居を確保するための、不動産情報ネットワークの必要性と保証制度の構築
- 地域の支援に繋げる（本人の情報を地域へ提供）、住民への理解促進

6 高齢化、介護サービスへの移行

- 高齢障害者が安心できる支援の実施（介護事業所への障害者理解の促進）
- サービスの量と質の維持、利用者負担の軽減
- 介護保険事業と障害福祉事業の連携強化（相談支援事業所等の相互理解）

7 親なき後

- 親が元気なうち（早い時期）から、支援機関や地域との関係づくり
- ひきこもり相談支援、発達障害相談支援などの周知と活用
- 地域で支えあう仕組みの構築
（本人家族、福祉分野の担当者、地域の支援者との連携 地域住民への理解）

8 サービス全般

- ヘルパー等の支援現場の人材の確保
- 最重度の知的障害、強度行動障害を受け入れる体制の整備

9 就労

- 本人の特性や状況にあった適切な就労支援の実施(将来の安心、自立に向けた適切な支援)
- 就職後の定着支援の強化のための、支援の制度化、ネットワーク化
- 障害の状況にあった柔軟な働き方への配慮について企業等へ周知(障害者になっても就労継続できる環境)

10 文化・スポーツ

- 障害のあるなしにかかわらず一緒に参加できる文化・スポーツイベント等の開催
- 既存施設のバリアフリー化
- コミュニケーション支援をはじめ、希望する配慮を受けることができる環境の整備

■国、県の計画の方向性

I 第4次障害者基本計画 (障害者施策の基本的な方向)

- 安全・安心な生活環境の整備
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 防災、防犯等の推進
- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 自立した生活の支援・意志決定支援の推進
- 保健・医療の推進
- 行政等における配慮の充実
- 雇用・職業、経済的自立の支援、総合的な就労支援
- 教育の振興
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興

II 山口県障害者いきいきプラン

- 1 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現
相互理解の促進 差別の解消 地域における福祉活動の充実
- 2 自立生活を支える基盤整備
相談支援体制の整備 生活支援体制の整備 障害児支援の充実
保健医療体制の充実
- 3 地域でともに暮らせる、住みよい生活基盤の整備
地域移行、地域定着への支援 住まいの場の確保 福祉のまちづくりの推進
情報環境・意思疎通支援の充実 安心安全の確保
- 4 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進
総合的な就労支援 雇用の場の拡大
- 5 個性と能力発揮できる教育・社会参加
障害者スポーツ、文化芸術活動の振興 教育支援の充実

第四次宇部市障害者福祉計画

計画期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）

基本理念（案）

障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、生き生きと安心して暮らせる地域共生のまちづくり

基本目標（案）

1 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）

市民への障害に対する理解を促進し、市民が互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物等のバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザインのまちづくりを行います。

2 とともに学び育つ

障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備します。教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目ない適切な支援を行います。

3 とともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支えあいを促進します。

4 とともに働き、楽しむ

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就き、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。

また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。

施策の方向性（案）

1 互いを理解し、共生するまちづくり

- ・障害のある人への理解を促進するため、障害当事者等と協力し、地域・学校等での理解講座やふれあい活動を行います。
- ・「障害の特性、配慮の方法等」を発信することで、合理的配慮の取り組みを促進します。
- ・市の業務の情報バリアフリーを徹底するとともに、地域・民間事業者の情報バリアフリーの取り組みを促進します。
- ・建築物、公共交通機関、道路、住宅などのハードのバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みを促進します。
- ・相談、サービス、コミュニケーション支援等の人材の確保を行います。

2 とともに学び育つ

- ・健康診査による早期発見、療育ネットワークによる早期支援を充実します。
- ・ワンストップ窓口、福祉、医療等との連携による就学、教育相談を充実します。
- ・教職員等への理解促進、施設整備等により教育環境を整備します。
- ・インクルーシブ教育により、合理的配慮と切れ目ない支援を実施します。

3 とともに自立し安心して暮らす

- ・総合相談支援を充実し、専門的相談支援との連携を強化し、総合的な相談支援体制を構築します。
- ・支えあい地域福祉を推進し、地域と支援者が連携して支えあうネットワークづくりを推進します。
- ・地域・福祉・医療等の一体的取り組み、地域と専門職の連携、住まいの確保等により、地域移行と定着支援を強化します。
- ・介護と障害の連携を強化して、障害のある高齢者が安心できる支援を実施します。
- ・親の高齢化、親亡き後を見据えた支援を実施します。
- ・最適なサービスの提供、緊急時の対応の強化などの課題解決を行いサービスの充実を図ります。
- ・障害児に対する支援を充実します。
- ・災害時における要援護者への支援体制の充実、避難訓練の実施など、災害時の支援対策をすすめます。

4 とともに働き、楽しむ

- ・将来の安心と自立に向けた支援を促進します。
- ・障害を持って働き続けることができるよう、働き方への配慮等の理解促進を図ります。
- ・発達障害等相談センター等の関係機関との連携等により職場定着支援の充実を図ります。
- ・福祉的就労においては、就労支援事業所と計画相談事業所の連携、就労アセスメントの充実などにより、本人の特性や状況に応じた支援を実施します。
- ・障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ機会の提供と文化活動、地域活動の促進を図ります。